



島根県報

平成26年2月7日（金）

号外第9号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県条例制定請求の受理

（地 域 政 策 課） 2

告 示**島根県告示第63号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による島根県条例制定の請求を平成26年2月7日に受理したので、同条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、次のとおり条例制定請求代表者の住所及び氏名並びに請求の要旨を告示する。

平成26年2月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 請求代表者の住所及び氏名

松江市雑賀町1273番地	北川 泉
大田市川合町吉永60番地	高橋 泰子
雲南市木次町木次390番地	多賀 礼子
松江市鹿島町佐陀本郷48番地1	中村 榮治

2 請求の要旨

たたら製鉄の流れを汲む島根県の木炭生産は、我が国のエネルギー供給の重要な一翼を担ってきました。製炭業は、地域にとって重要な就業機会と収入源となり、農村の安定を支えてきました。しかし、高度成長期に始まったエネルギー源の石油への転換は、経済成長と生活の利便性を支える一方で、木炭生産の就業と収入を激減させ、「38豪雪」を機に、県内農村部の激しい過疎化をもたらしました。その後、主要なエネルギー源として原子力発電（以下「原発」という。）が国内で著増し、島根県においても、島根原発1号機が昭和49年から、同2号機が平成1年からそれぞれ営業運転を行なってきました。さらに、同3号機が平成18年より本工事を行なってきました。

平成23年3月、東京電力福島第1原発の過酷事故が起こり、改めて原発の安全性問題について県民（国民）が注目するところとなりました。今後の島根県のエネルギー政策を考える上で大切なことは、第一に、島根で、福島原発のような災害を絶対に繰り返してはならないこと、第二に、地域エネルギー資源である木炭製造の途が絶たれて衰微した過去の教訓から学んで、地域に豊富な再生可能エネルギーを活用することによって、将来の世代に負担とリスクを及ぼさないよう、エネルギー問題の解決と地域の再生・活性化を両立させることです。

そのためには、政府の「エネルギー基本計画」にのみ依存せず、島根県の風土にふさわしい、エネルギー政策と地域の再生政策を結合する、新たな仕組みをつくることが必要であり、その依るべき根拠となる県条例の制定が先ず必要です。

そこで、下記の基本的な考えに基づいて申請する条例案を制定されるよう請求致します。

全地球的課題である温暖化防止、維持可能な社会を展望して、現在世代と将来世代の幸せのために、島根の地からエネルギー自立地域社会の構築による、循環型社会の実現に努める。そのための重点的事業として、以下の取り組みを推進する。

1. エネルギー消費総量の削減のために、社会の省エネルギー化を推進する
2. 各地域の地域特性に適合的な再生可能エネルギーの開発と普及に努める
3. 「いのち」を大切にするために、原子力発電からの計画的な脱却を図る
4. 全ての県民の願いと意思を尊重し、行政、県民、事業者等の協働を推進する

3 請求条例案の題名

島根県エネルギー自立地域推進基本条例